## 一般会計等財務書類注記

- 1. 重要な会計方針
- (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法
  - ① 有形固定資産・・・・・・・・・・・・・取得原価 ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
    - ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・再調達原価 ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
    - イ 昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・取得原価 取得原価が判明していないもの・・・・・・再調達原価 ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円として います。

② 無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・取得原価 ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。 ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・再調達原価

- (2) 法人等出資金の評価基準及び評価方法
  - ① 市場価格のある有価証券 財務諸表作成基準日における時価により計上しています。
  - ② 市場価格がなく時価を把握することが困難と認められる有価証券及びその他の出資金

取得原価により計上しています。

- (3) 有形固定資産等の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産(リース資産を除く。) 定額法によって行っている。
  - ② 無形固定資産(リース資産を除く。) 定額法(ソフトウェアについては、見込利用期間に基づく定額法)によって行っている。)
  - ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く。)は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によって行っている。

# (4) 引当金の計上基準

① 徴収不能引当金

過去5か年度の不納欠損実績率により徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

財務書類作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

③ 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相 当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上して います。

### (5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、1件当たりの契約額が300万円以上であり、かつ契約終了後に所有権が移転する場合に限り、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

### (6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金及び出納整理期間における取引により発生する資金の受払いとしています。

#### (7) その他財務書類作成のための基本となる重大な事項

- ① 消費税及び地方消費税の会計処理 税込方式によっています。
- ② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、原則として物品の取扱いに準じています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるときに又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

- 2. 会計方針の変更等
- (1) 会計方針の変更なし。
- (2) 表示方法の変更なし。
- (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更なし。
- 3. 重要な後発事象
- (1) 主要な業務の改廃なし。
- (2) 組織・機構の大幅な変更なし。
- (3) 地方財政制度の大幅な改正なし。
- (4) その他重要な後発事象なし。
- 4. 偶発債務
- (1) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものなし。
- (2) その他主要な偶発債務なし。
- (3) 重大な災害等の発生なし。
- 5. 追加情報
- (1) 出納経理期間及び会計年度末の計数について 地方自治法第235条の5の規定に基づき、出納整理期間を設けられている団体 (会計)においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数 をもって会計年度末の計数としています。
- (2) 表示単位未満の金額について 各項目の金額を表示単位で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。